

* 児童1人につき 6,000円分の商品券を給付 *

～地域活性化・経済危機対策交付金活用事業～

『積丹町子育て支援特別対策事業』の申請受付を開始します。

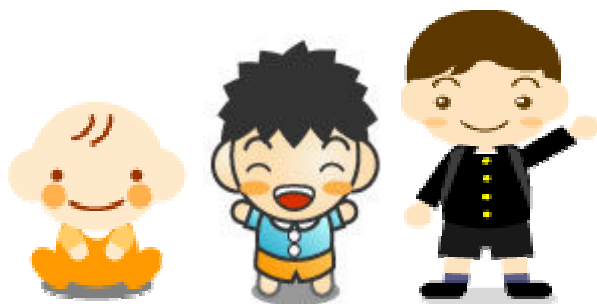
国の「子育て応援特別手当交付金」の予算執行凍結に伴い、町では国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し、0歳児から中学校3年生までの児童を養育している保護者の方に、町内の商店で利用可能な商品券（対象児童1人につき6,000円分）を給付することにより、子育て中の家庭の負担軽減を図り、かつ、積丹町内の商業の活性化に役立てることを目的に、実施する事業です。

◆ 給付対象者

対象者は、平成21年12月1日（以下「基準日」という。）において、積丹町の住民基本台帳に登録されている住民の方で、基準日に、対象児童（平成6年4月2日以降に生まれた児童）を養育している保護者の方。

◆ 申請の手続き

申請受付期間	平成21年12月14日(月)から平成22年1月29日(金)までの 午前8:30から午後5:00まで ※ 役場、支所の閉庁日の申請はご遠慮ください。
申請方法	申請書に申請者の氏名を記載し押印して申請してください。 ※ 対象者の方へは、すでに申請書を郵送していますが、未着の方は役場福祉課へ、ご連絡をお願いいたします。
申請に必要なもの	・印鑑 ・身分証明書 ・申請書（未着の方は郵送いたします。） ・対象児童の住所が積丹町にない場合は児童の住民票
申請受付場所	役場 住民福祉課 ・ 入舸支所 ・ 余別支所
給付の方法	申請書受理後、内容を審査し、適正と認めたときに商品券を給付します。
商品券の有効期限	商品券の有効期限は、平成21年12月7日から6ヶ月となります。



ご不明な点がございましたら、
積丹町役場 住民福祉課 まで
電話 0135-44-2111
平成21年12月10日